

令和7年10月8日

## 鹿児島ブロックのタクシー運賃改定申請のお知らせ

令和7年10月2日、指宿市の指宿観光交通株式会社から一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定を求める旨の申請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、鹿児島ブロック（※1）において、本申請の日から3ヶ月の間に法人タクシー事業者全体車両数（※2）に占める申請書等を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が5割以上となった場合、運賃改定手続きに入ります。

（5割に達しなかった場合は、運賃改定手続きを中止します。）

### 1. 申請者

事業者名：指宿観光交通株式会社

住 所：鹿児島県指宿市大牟礼4丁目15-2

### 2. 運賃改定申請の概要（普通車申請分を抜粋）

#### 【初乗運賃】

ブロック	申請運賃（普通車区分）
鹿児島	1. 3kmまで 750円

ブロック	現行運賃（普通車区分）
鹿児島A	1. 3kmまで 700円
鹿児島B	1. 3kmまで 700円

#### 【加算運賃】

ブロック	申請運賃（普通車区分）
鹿児島	129mまで 50円

ブロック	現行運賃（普通車区分）
鹿児島A	160mまで 50円
鹿児島B	261mまで 80円

（※1）鹿児島ブロック（運賃が適用される地域）

鹿児島県のうち、奄美市及び大島郡を除く地域

（※2）鹿児島ブロック 事業者数及び車両数（令和7年10月2日現在）

事業者数： 88者

車両数： 2,411両

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部

旅客第二課：佐藤、榎田

電話092-472-2527

